

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中で
の医療・介護等の社会保障の充実、地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靱
化のための防災・減災事業の実施等、担うべき役割が一層増大してきており、これ
に見合う財政措置が課題となってきました。

これら多様なニーズへの対応と行政サービスの質の確保を実現するためには、
政府が地方公共団体の財政需要を的確に把握し、これに必要な地方交付税等の一
般財源総額を確保することが不可欠です。

こうした状況にもかかわらず、政府においては、地方交付税算定におけるいわ
ゆるトップランナー方式の導入や、地方公共団体の基金残高が増加していること
に焦点を当てるなど、地域の実情に対する配慮が必ずしも十分とは言えない状況
にあります。

以上のことから、地方公共団体がその担うべき役割を確実に実現するため、平
成30年度の地方財政全体の安定確保に向けて、下記事項が実現されますよう強
く要請いたします。

記

- 1 一般財源総額の確保に当たっては、社会保障、人口減少対策、防災・減災対
策等の地方公共団体の財政需要を的確に把握し、反映させること。
- 2 地方交付税による財源調整機能及び財源保障機能の一層の強化を図るととも
に、特例的な措置である臨時財政対策債を廃止し、これまで発行された臨時財
政対策債の償還財源を確実に確保すること。
- 3 地方交付税算定におけるいわゆるトップランナー方式の運用に当たっては、
条件不利地域等、地域の実情に配慮すること。
- 4 市町村合併に係る地方交付税算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把
握などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成29年9月26日

伊 那 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣